

香川孝三・金子由芳編著

『法整備支援論——制度構築の  
国際協力入門——』

ミネルヴァ書房 2007年 xi+280ページ

やま だ み わ  
山田美和

I

日本の法整備支援の始まりは、ベトナムの民法起草に際しJICAが助言のための専門家を派遣した1994年、さらに法務省がJICAの技術協力の一環で支援を開始した96年と記録されている。理念がない、戦略がない、方法論がないと言われながら、「法整備支援」はすでに10年余の実績を有する。その間、個別の支援プロジェクトについての記述や、現場に従事した専門家の手記、研究者や関係者らによる「法整備支援」についての論文が、学術誌や専門誌に発表されてきた。本書は、それらを踏まえて、「法整備支援」に直接そして間接的に関与してきた専門家による論考を編み、「法整備支援」について改めて考察し、その意味と課題を問い直す試みである。「法整備支援」という分野は、支援という実務と理論や実証研究が断ちがたく結びついているだけに、研究書を著すのは至難の業である。ゆえに本書の意欲的な取り組みは称賛に値する。

II

本書の構成と要約は以下のとおりである。

- 第1章 法整備支援とはなにか
- 第2章 法整備支援の背景
- 第3章 ケーススタディ——日本からの法整備支援の展開——
- 第4章 ケーススタディからの示唆と検討
- 第5章 法整備支援の新たな可能性

第1章は本書の導入として、1990年代以降国際開発援助のなかで興隆する法整備支援を概観し、それに関する先行研究を整理し、本書の目的と位置づけを示す。多様な国際機関や二国間による支援が林立するなか、多くの問題が未解決であるとし、第1の問題に目的を挙げる。法整備支援の目的として法制度に課される役割は、時の開発理論につれて変遷しているが、編著者は、法制度は「市場」の補完および（もしくは）「国家」の是正として「開発」に資する手段であり、それが法整備支援の究極の目的であり評価基準であると論じる。第2の問題は、法整備支援の立案・評価方法が確立されていない点である。支援の妥当性を客観的に判断できないため、ドナーと被支援国の関係如何では好ましくない状況を招くと指摘する。次に法整備支援、なかでも英米法モデルを推奨する議論として、経済学者による「収束理論」、「法系論」、「移植論」を挙げ、逆に法整備支援に反対する議論として、法的道具主義への批判など左派を紹介する。そして本書は、両者の対立を超える第3の道として、実定法の知識と被支援国の社会経済の現状を踏まえて、過去10数年の日本政府による法整備支援を実証的に検討する。

第2章は、法整備支援を理解する前提知識として、異なる専門的見地からの6つの論考を擁する。第1節は法整備支援の歴史的展開として、大航海時代以前から現代まで世界各地の法制度形成の歴史を法整備支援の歴史となぞらえ、法の継受や法の移植について、二国間の立場に強弱があるものを垂直型支援、対等なものを水平型支援と分類する。第2節は開発経済学の見地から途上国の発展と法整備の関係について、Changの議論や、日本が現在の途上国と同レベルのGNPであった頃の制度を紹介し、選択的に法制度を構築してきた日本を途上国は参考にできると論じる。第3節は日本の二国間援助を担うJICAの法整備支援の経緯と技術協力としての特徴を論じる。その特徴は、日本型の技術協力の長所であるオーナーシップの尊重、被援助国による主体的な知識の獲得、公的機関の組織間協力であり、世界銀行の支援に対する優位性を説く。第4節は経済学の視点

から、経済成長と法制度の関係をめぐる言説として、法に規定されている株主や債権者保護、法の有効性の強弱を指標化し、英米法など各法起源の国々の一人あたりGNPと関連づけたLa Portaの法の起源論や、収斂・発散仮説を紹介する。第5節は、法整備支援をめぐる法学の言説と題して、安田信之の「開発法学」を挙げ、また非西欧諸国法の研究手法として千葉正士の論法にふれ、地域知の理解を促すべしを引用し、法の移植や法文化の観点から法整備支援のありかたを捉え直す重要性を示す。第6節は、日本の経済界が求める法整備支援と題して、ベトナムに進出する日系企業の現況に焦点をあてる。

第3章は、本書が検討対象とする日本の法整備支援の実例である。第1節は、法務省による法整備支援活動の意義、現状や課題を論じる。プロジェクト方式技術協力という形態で行われている法整備支援におけるJICAと法務省の位置づけと役割、日本政府の運営責任の所在という支援の実施・責任体制にかかわる重要な指摘がされている。続く事例は、いずれもJICAの技術協力として行われた法整備支援活動に従事した専門家自らの筆により紹介されている。第2節は2004年に成立したベトナム民事訴訟法の草案作成について、最高人民裁判所に対し02年から2年間コメントを行った事例である。法の制定を不磨の大典型とstep by step型、支援を判断代替型と助言型と大別すると、当該支援はstep by step型、助言型支援であったとする。第3節は、日本の法整備支援の魁である専門家の助言を受けてベトナムで1995年に制定された民法を改正し、2005年民法を起草する作業に助言した事例である。新法は契約の自由を正面から認め、取引の安全に対する理解が不十分と指摘する。第4節は、ベトナムの2004年破産法が、その法案へのコメントを提供したにもかかわらず、日本側の支援意図と異なる内容で成立した例である。事例に加え世銀・ADBモデルに対抗するための方策を論じる。第5節は、2006年に成立したカンボジア民事訴訟法の起草支援と、同法と他ドナーによって起草された商事裁判所草案との軋轢問題を論じ、一国内の法律体系が省庁間の管轄争いに影響される様子を詳細に描く。第6節では、

2007年に成立したカンボジア民法典の起草支援について、クメール語に精通し常に現場の最前線にいた執筆者が論じる。前節同様、日本の支援による基本法である民法と他ドナーの支援による特別法たる土地法をめぐる法的争点やドナー間調整を描く。第7節は、すでにウズベキスタンがもつ2003年倒産法の運用のために逐条注釈書を作成する事例である。日本倒産法は紹介せずロシア倒産法の観点から解釈を提示する方法であり、なぜ日本が支援するのかという根本的問題を提起する。第8節は、インドネシアにおいて進行中の司法改革の概要にふれ、日本の支援による研修やベンチブックの改訂支援を紹介する。日本での研修参加者が2006年に作成した政策提言書が今後の支援の方向性を示すとす。第9節は、前節の司法制度改革の一環であるADR制度に関する技術支援として、2004年末のアチェ津波災害後の土地や遺産をめぐる法的紛争解決のために、現地裁判官に対する衛星セミナーを行った事例である。第10節は、中国の独占禁止法、会社法および市場流通に関連する法の立法・施行に関する2004年から3年間の支援について、案件発掘の経緯やプロジェクトにかかわる双方の関係機関などを説明する。

第4章は、前章の事例から教訓を抽出する意図で共通の問題点を検討する。まず、立法支援について、日本と被支援国や他ドナーとの対峙は立法政策の対立であったとし、二項対立による分類を行う。Pistor and Wellons (1999)を参考に、資源配分を市場機能中心とするか国家介入とするか、法設計を透明ルール明示とするか裁量主義とするか、これらを組み合わせ4つの異なる政策態度に分類し、各々に対応する開発理論、法制モデルや前章の事例を挙げる。政策の選択方法については、被支援国の主体性が強い弱い、ドナーが強い影響力をもつか要請主義に徹するか組み合わせによる構造的な問題とし、日本のとるべき道は、政策論を共同構築する「水平型支援」であると論じる。次に司法制度に対する支援の政策の選択肢も先と同じ4つの類型に分類し、訴訟法改革、法曹訓練、判決の質の向上やADRの位置づけに関し、被支援国やドナーの政策の事例をいずれかの型に嵌め込む。さらに国家体制における司

法の位置づけを整理し、連続性に配慮した支援の必要性を説く。最後に、支援の政策議論の共同化と支援の事後評価の難しさを指摘する。

第5章は、日本の法整備支援の新たな可能性を法分野別に探る。第1節は、民事訴訟法分野で、多様性のある日本型の紛争処理システムとその人的基盤形成が支援に有益であり、水平型支援とその継続の必要性、そして支援で得た知見の日本の司法制度改革へのフィードバックの重要性を論じる。第2節は、これまで民商法を中心に支援してきた日本が経験していない憲法分野の支援の契機を整理し、支援の可能性を論じながら、国家権力を規定する憲法という分野の政府間協力の困難さを示唆する。第3節は、アジア地域の環境法分野への国際機関による支援を概説し、日本の協力例としてJICAの環境社会配慮ガイドライン策定が被支援国の環境法の不備を補う可能性などを紹介する。第4節は、労働をめぐる制度構築の一環として労働法分野の支援を位置づけ、ILOの中心的役割を論じ、日本の政府、労働組合、使用者団体やNGOによる支援状況を概観し、政策立案の基礎となる労働統計に関する技術移転の意義を説く。第5節は、競争法について、目的、実体規定のありかた、政府措置との関係など東アジア共通の特徴を踏まえた支援の必要性を論じ、特に執行体制を強化する人材育成を重視する。日本の競争法を用いた国内産業保護政策を伝授するような不適切な助言は避けるべきと論じる。第6節は、企業・金融法制における日本の役割は、被支援国の国内産業の育成や雇用安定化・技能労働力の形成という中長期的課題を同国とともに考える伴走者であると論じる。第7節は、刑事分野における日本の技術協力として、国連アジア極東犯罪防止研修所の活動や警視庁のインドネシア支援を挙げ、人造りに加え今後日本は制度改革支援に取り組むべきとしてその手法を模索する。

### III

編著者をはじめ21人の法整備支援にかかわる研究者・専門家が執筆した5章29節からなる本書から、

読者は「法整備支援」について多岐にわたる情報や知識を得ることができる。邦文で「法整備支援」についてこれだけの論考を集めた単行本は評者の知る限り初めてであり、日本の10数年の法整備支援を振り返り検討する絶好の機会を本書はもたらしてくれた。開発援助における他ドナーとの競合、支援方法の試行錯誤、評価の模索など様々な問題点や課題を抱えながらも、制度構築という、直接には可視できないが開発途上国の国造り・人造りのなかで最も根幹にあたる重要な任務に取り組む「法整備支援」のダイナミズムに、本書を通して多くの読者は惹かれるであろう。本書を手にとることは、法曹にとっては、開発援助における法整備支援活動の意義や貢献を確認し、世界における日本の法制度や日本の法曹界の位置づけを改めて見直す機会ともなろう。また開発援助に携わる実務家にとっては、個々の開発援助プロジェクトの支えとなる法制度にかんする支援を開発援助活動全体と有機的に結びつけ援助の効果を高める方向性を見いだす機会ともなろう。

本書は、「法整備支援」について様々な論点を提示しているが、その意欲的な試みゆえの問題点を内包している。「法整備支援」に関する研究の今後のさらなる発展のために、以下本書の問題点について評者の見解を述べたい。

#### 1. 「法整備支援」とは何か

まず本書がテーマとする「法整備支援」自体の定義が論じられていないという問題点がある。法整備支援をどう定義するかが、法整備支援を論じる前提と評者は考えるからである。

「法整備支援」という用語について、「本書では、開発援助の領域で現在用いられている‘Law and Judicial Reform’ないし‘Law and Institution Reform’に対応する趣旨で、『法整備支援』の用語を用いている。この支援領域は1990年代に‘Legal Technical Assistance’と呼ばれていた時期があり、『法整備支援』とはその和訳語であったのだが、日本でこの和訳語がすでに定着を見ていることもあり、本書ではそのままの用語を踏襲した」(iiページ)と説明されている。この説明に対し3点を指摘したい。第1は用語の意味の確認である。‘Law and Judicial Reform’ない

し‘Law and Institution Reform’は確かに開発援助における支援領域であるが、日本語に置き換えれば法制度・司法制度改革であり、そこで提供されている支援は今日でも‘Legal Technical Assistance’と呼ばれている<sup>(注1)</sup>。第2に技術支援と法整備支援の関係である。法整備支援ないし‘Legal Technical Assistance’は、技術支援としてカテゴライズされているが、本書はその理由や背景について論じていない。評者はそれらを論じてこそ、開発援助における法整備支援のひとつの特異性を見いだすことができると考える〔山田 2001〕。途上国の司法制度に関する支援は「政策判断を含まない技術協力支援 (technical assistance) として理解されがちである」というくだりがあり、その例として世界銀行の法務副総裁であったShihata (1991) を挙げている (179ページ)。法整備支援は、編著者の指摘どおり法政策上の問題、さらにはドナーの開発援助政策そのものという問題を含有する。であるからこそ、シハタは法制度・司法制度を技術支援として理解したのではなく自ら定義したのである。シハタは世界銀行の法制度・司法制度改革支援は自らの設立協定が禁止する被支援国への内政干渉にあたらないと主張するために、作為的に法制度・司法制度改革支援を技術支援という枠組みに入れ込んだのである。この背景を説明せずに、シハタを引いて司法支援は技術支援と理解されがちであると端的に表現してしまうことは、読者に問題の本質を見失わせてしまいかねない。要請主義をとる日本の開発援助も被支援国への内政干渉は行えないことは世銀と同様で、両者とも法制度や司法制度に関する支援をスキーム的には技術協力でカテゴライズしている点では共通なのである。第3に、日本の政府開発援助における法整備支援の位置づけの問題であるが、残念ながら本書はそれを十分に論じていない。‘Legal Technical Assistance’は日本語で「法整備支援」と表現されることによって、日本政府がドナーとなる日本特有の概念にもとづく「法制度に関する技術支援」を意味する固有名詞と化しているとも考えられる。その法整備支援が、政府開発援助のなかでどのように位置づけられているかは、法整備支援の本質的問題のひとつと評者は考える。これ

は「本書が問い直そうとする第一の問い」である「法整備支援の目的」(4ページ)についての議論とつながるはずである。しかし、本書は、開発理論の変遷と法整備支援の関係を雑駁に述べているだけであり、日本のODAにおける開発理論とは何か、日本の法整備支援の目的とは何かという議論は存在しない。日本の二国間政府開発援助における法整備支援という技術供与の意味するところ、欧米ドナーの後について日本で見よう見まねで論じられる「グッド・ガバナンス」や「法の支配」、「貧困削減」はたまた「人間の安全保障」という国際開発援助の課題と法整備支援の関係をどう説明するのか。「『法整備支援』という語は多義的である」(73ページ)という非常に意味深い一文があり、「法総研による法整備支援」の目的やその国益との関係について記述されているが(79ページ)、残念ながらそれに続く考察はない。本書は、「法整備支援」という本書にとって最も重要な用語をどう定義するかという核心となるべき問題を飛ばして、あるべき法整備支援論に急いでしまったようである。つまり本書は、「法整備支援」の定義および目的の議論が欠けているため、「『法と開発』研究の第三の道」といいながら、日本の法整備支援を推進する議論となっている感は否めず、法整備支援は本書にとって、研究対象ではなく、やはり研究目的のものなのである(「法と開発」研究については山田・佐藤〔2007〕を参照)。その点で本書は「法と開発」研究ではなく、タイトルの示すとおり「法整備支援論」なのである。

## 2. 「法整備支援」の背景にあるものは何か

本書は、法整備支援を国際援助のひとつの現象として捉え、「日本もまた、こうした法整備支援ブームの渦中にある」(2ページ)とするが、なぜ開発における法の重要性を1980年代末頃から援助機関が強調するようになり、法制度や司法制度に対する支援が今日これだけ盛んになったのか、そして何故日本がその渦中にあるのかは、残念ながら十全には論じられていない。

法整備支援の歴史的背景と法制史の観点から現在の法整備支援を説明しようとする試み(第2章第1節)は興味深いものの、大航海時代以前からの法の

移植や法継受の歴史を「法整備支援」の名で一括りにし、それを垂直型支援か水平型支援かに分類することは、今日の法整備支援の問題の本質を見失うおそれがある。この分類に関し参照されている文献 [Berkowitz, Pistor and Richard 2003] では、19世紀に起こった法の移植を 'receptive transplant' か 'un-receptive transplant' から分類しており、その語を垂直型もしくは水平型支援と言い換えるのはかなりの飛躍があると思われる。仮にその言い換えを受け入れるとして、日本がかつて「垂直型支援」（これを支援と呼ぶのかは評者には甚だ疑問であるが）を実行した反省が、「最近の日本の法整備支援のあり方に影響を与えている」（23ページ）とすれば、それが本書の随所で称揚されている日本の水平型支援なるものの形成にどう関連しているのかを論じてほしかった。

法学研究者は、時に法整備支援を実務および理論において支え、時に法整備支援を批判し否定しさえする。法整備支援をめぐる法学の言説を辿ることは、法整備支援が開発援助の一環として行われるようになった背景、さらには法整備支援の理論的問題点を浮き彫りにする。ゆえに法整備支援をめぐる法学の言説（第2章第5節）は、本書の重要な骨組みとなるべき箇所であったが、本節のタイトルから期待される内容とは残念ながら異なっている。「法と開発」研究の重要な出発点とされる1960年代から70年代前半に展開されたアメリカの法学者による「法と開発運動」や「法と開発」研究については、第1章第1節および第2章第1節でも言及されているが、最も詳細に紹介されるべきであろう本節では、邦語文献という間接的な資料しか引用されておらず、先行研究のサーベイが不足している。また昨今の欧米の法学者による「法と開発」研究の文献は何ら紹介されていない。さらに本節で期待されたのは、第1章第2節で一括りにされた左派なる日本の法学会の議論を丁寧に論じることであろうが、残念ながらそれもない。例えば法整備支援を批判する学会として日本のアジア法学会が挙げられ、その集大成として安田・孝忠（2006）が参照されている（13ページ）が、当該書は西欧中心主義的手法から相対化した日本に

おけるアジア法研究方法と課題を論じたものであり、法整備支援自体への批判なり肯定なりは当該書の趣旨とするところではないと評者は理解している。法整備支援をめぐる法学の言説を論じるならば、それこそ日本が法学会を挙げて協力しているとされる民法や民事訴訟法の学会において法整備支援をめぐりどのような言説があるのかを紹介してほしい。本節は、法学が法整備支援についていかに論じているかを紹介するのではなく、法整備支援を行うにあたって必要とされる言説をアジア法研究、法社会学、法人類学、法文化論の各論から引用し羅列するに留まっている。

### 3. 「法整備支援」の実証的検討はなされたか

第4章は本書のオリジナリティが最も発揮されるべきところであるが、読者に伝わるのは、二項対立による分類で、英米法モデルVS日本法という強烈なメッセージである。確かに入門者には一見把握しやすい分類かもしれないが、はたしてそこまで一刀両断できるのか。世銀は英米法モデルの優位性を説くことで影響を与えようとしていると批判し英米法モデルの優位性はけって自明ではないと論じるならば、第2章第4節で無批判に紹介されているLa Portaらの論考に対する徹底した議論があれば、編著者の主張はより説得力をもったと思われる（実際世銀内ではLa Portaへの偏重は現在もはやないとも言われている）。編著者のいう支援の構造的問題にしても、助言型か判断代替型か、同じプロジェクト内でも両方の局面があろう。ましてや、助言型を自認する日本の法整備支援にも「ドナーとして譲れない政策判断の一線」があるならば、個々のプロジェクトにおいて「それがいかなる一線であるのか」（177ページ）を明らかにすることこそが、日本の法整備支援を本書の検討対象とする意味があるのではないかと評者は考える。本章が考察する第3章のプロジェクトは、実はその実施に到るまでの経緯に日本の法整備支援の問題の核心のひとつがあるのではないだろうか。例えば、日本が支援することさえ疑問に思われるウズベキスタンと、日本が熱心に案件発掘をした中国との違いは、日本の国益、二国間の政治・通商経済関係に如実に表れていると評者には思わ

れる。これこそが、本書が問い直そうとする法整備支援の目的に関する議論につながるのではないだろうか。また、本書の第2の目的である法整備支援の立案・評価をめぐる問題についても、ドナー間でもそれは確立していないという指摘に留まり、十分な考察はなされていない。さらに立案に不可欠な基礎調査の重要性、その方法論については何ら論じられていない。日本の法整備支援10年の経験を検討対象とし、「現地社会経済の要請に即した法制度構築のありかたを論じる」(14ページ)ならば、日本の法整備支援は被支援国の社会にどのようなインパクトを与えたのか、被支援国の社会はその10年間にいかに変化したのかが問われるべきであると評者は考える。前章で紹介された現場で従事した専門家による分析や指摘が、本章の編著者による検討と有機的につながっていないのが甚だ残念である。

#### 4. 「法整備支援」は持続可能か

様々な法分野における法整備支援の新たな可能性が第5章で論じられているが、第4章の検討結果に呼応する形で新分野への支援の方向が示されていれば、本書の良さがより発揮されたであろう。例えば、第5章第1節が論じる日本の「多様性のある紛争処理システム」や司法部の独立の重要性、同章第2節が論じる憲法分野としての司法改革支援が、第4章第2節の表4-4 司法制度の役割に応じた司法支援の選択肢や表4-5 国法体系における司法制度の位置づけと司法改革の目的の整合性の議論とどのように噛み合うのか、執筆者間の議論があれば編著としてより価値のあるものとなったと思われる。

様々な法分野での支援の可能性を評者は否定しないが、刑事法分野を論じた第5章第7節は、開発援助の文脈から刑事法分野をどう位置づけるのかという視点が欠けていることを指摘したい。例えば世界銀行は、持続可能な経済発展の障害となる犯罪や暴力を除去するために被支援国の刑事法分野へ支援が正当化されるとし、あくまで経済発展との関係において刑事法分野を位置づけている [山田 2007]。またベトナムや中国を論じるのであれば、一党独裁下の国における人権保障と刑事法との緊張関係をまず意識すべきだがその論点は省かれている。制度改革

は、「世界銀行、アメリカ、スウェーデンなどがめざしている国内法制度上の人権の保障にも直接つながっていくと思われる」(254ページ)という一文の意味を解するのは難しいが、日本が被支援国の刑事手続における裁判制度改革を支援することによって、当該国の人権保障の実現が促されるという意味があるとすれば、なぜ人権法分野そのものへの日本の法整備支援の可能性と題して論じないのかという大きな疑問が残る。対して同章第2節は、憲法分野の支援可能性を論じながら、国と国との関係における法整備支援の問題を指摘し、オールジャパンが謳われるなかで、政府間協力の限界と制約を意識した指摘として特筆に値する。

日本の法整備支援の特徴については、本書の随所において多くの執筆者から語られている。特にその担い手について、「涉外弁護士などの若手実務家が雇用される欧米ドナーの法整備支援とは異なり、日本の法整備支援は」、「高度な専門家の慧眼をも(つ)」、「第一級の実定法学者や現職の裁判官等が中核を担(い)」(15ページ)、世界における法律研究の「到達点たる『知の体系』を反映しようという意識で」(116ページ)、支援を行ってきたし、また今後も「法学界及び法律実務界の最高水準レベルでの手厚い継続的な法整備支援を行うことが、不可欠」(197ページ)とある。仮に欧米ドナーの法整備支援では若手涉外弁護士が雇用されているとして、それと対比する形で現れた日本の法整備支援の担い手の特徴、すなわち日本の優位性とも認識されている点は、なぜそうなのかという説明を読者は求めるであろう。JICAの無償供与である技術協力として行われる法整備支援の実務を担う専門家の人選や専門家の役務に関する契約形態など、現在の法整備支援の人的資源を支えるしくみはいかなるものであるのか。法務省の専門家としては、検事、裁判官および法務省民事局職員が人事異動の一環として法整備支援にあたるが、任務終了による異動の度、戦力の低下と後任者の個人的努力による克服を繰り返すという(79ページ)。実は日本の特徴かつ優位性とされている点は、法律専門家の個人的善意や知的使命感に過度に依存した上に実現しているのではないだろうか。今

後の日本の法整備支援の持続可能性を考えると、この特徴を支えるしくみの解明こそが求められると評者は考える。

また本書の随所で支援方法の特徴として挙げられている「共同思考型」, 「水平型」支援についても、なぜそうなのかという分析は残念ながら欠けている。「立法政策よりもむしろ立法技術についての助言のほうに力点が置かれ」(98ページ), 「あくまで『要請主義』に基づき」相手国の意思を尊重しつつ, 「立法及び法的解釈の技術を提供することを旨とし」(109ページ), 相手側との「協議のプロセスを重視した」(121ページ) ことが日本の支援方法の特徴とされている。はたしてそれは、融資に伴うコンディショナリティではなく、無償供与である技術協力であるからというだけであろうか。それとも過去の日本の戦争責任に対する認識と何ら関係しているからなのだろうか。実は「水平型」支援にはドナーと被支援国という抜きがたい関係をオブラートに包む含意をもつと評者は考える。さらには、相手側との協働作業は、「日本の『支援手法』の『特徴』であって、日本の優位性とは異なり」(138ページ), 日本が行う法整備支援の趣旨にもとづき, 「日本の優位性はどれだけ加味するのか, 加味されるべきなのか」(138ページ)という重大な指摘もされており, それに続く議論が本書で展開されていればと惜まれる。

最後に、本書のテクニカルな問題点を指摘する。本書に編まれた論考には、根拠となる文献が明記されていないか、二次資料にとどまっていたりする箇所が散見される。例えば、世銀について、評価事例として言及されているエクアドル司法改革支援(8ページ)の文献は挙げられておらず、日本の法整備支援と対照的なものとして世銀の法整備支援を批判している(45ページ)が、拠るべき文献は二次ないし三次資料である。また、他国の支援について、「フランスのように自国法モデルの移植にこだわりを示す国」(3ページ)を挙げながらその根拠は何ら示されておらず、刑事法分野における他支援国・機関の支援の紹介(249ページ)も二次資料のみに依存している。さらには、法整備支援の量的拡大を

示す一文として「1999年の時点では、アジア・太平洋地域では29か国を対象とし、約500件あまりの法整備支援がなされていた」(25ページ)とあるが、その根拠はおろか支援の主体さえも記されていないなどの不正確な記述も散見される。また巻末の参考文献リストも「法と開発」研究に必須と思われる文献が欠けていたり、単行書、論文、雑誌記事が分野別に整理されることもなく羅列してあり、入門者にとって今後の学習をすすめるツールとしては残念ながら使いにくい。

様々な辛口の評を述べたが、本書は日本で初めて「法整備支援論」と銘打った単行書であり、編著者によって取り上げられたテーマの重要性はいささかも減じない。「『法と開発』研究の第三の道を志して、法整備支援の現象に即した実証的検討を試み、もって現地社会経済の要請に即した法制度構築のありかたを論じる」(14ページ)という、その意欲的な試みを大いに賞賛し、本書に触発された新たな研究成果が出てくるとともに、編著者らによる今後のさらなる取り組みに期待したい。

(注1) 例えば、国連のウェブサイトUnited Nations' Legal Technical Assistance Website: <http://www.un.org/law/technical/technical.htm>を参照。

## 文献リスト

<日本語文献>

- 安田信之・孝忠延夫(アジア法学会)編 2006. 『アジア法研究の新たな地平』成文堂。
- 山田美和 2001. 「『法整備支援』の論理についての一考察——世界銀行と日本政府開発援助——」作本直行編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所—— 2007. 「『進化』する開発概念——世界銀行の反マネーロンダリング支援を題材に——」『国際開発研究フォーラム』第34号。
- 山田美和・佐藤創 2007. 「特集にあたって——なぜ今日『法と開発』研究なのか——」特集「法と開発」研究—途上国問題への新たな学問的貢献『アジアワールド・トレンド』第143号。

<英語文献>

Berkowitz, D., K. Pistor and J. F. Richard 2003. "The Transplant Effect." *American Journal of Comparative Law* 51 : 163-203.

Pistor, K. and P. Wellons 1999. *The Role of Law and Legal Institutions in Asian Economic Development 1960-*

*1995*. Oxford : Oxford University Press.

Shihata, A. 1991. "The World Bank and 'Governance' Issues in Borrowing Members." *World in a Changing World* 53.

(アジア経済研究所在バンコク海外派遣員)